

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、<u>予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。</u></p> <p>（財産の取得又は処分） 第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、<u>予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</u></p> <p>（その他の議決事件） 第4条 <u>株式の売払いでその予定価格が2,000万円以上のものは、法第96条第2項の規定により議会の議決に付すべき事件とする。</u></p>	<p>〔同左〕 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、<u>予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。</u></p> <p>〔同左〕 第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、<u>予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</u></p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。